

建設工事（建築・土木等）に係る分離分割発注に関する事務の取扱について

目的と課題

目的と課題

建設工事における分離分割発注については、本市としては現在既に実施しているところであるが、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、「発注事務の運用に関する指針」の、発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項中に、「地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に資するよう、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、計画的に工事を発注。」が記載され、本市登録業者（特に中小零細業者）に対する受注機会の拡大を図る上からいっても、分離分割発注については可能な限り前向きに推進して行くことが望ましいと考える。

一方で、小規模な工区割りや、発注ロットの設定については、事務量及び経費の増大を招くことが考えられ事務の簡素化合理化等に逆行する事となり、その整合性についての検討が重大な課題であると考ええる。

そこで、以下に建築工事と土木工事とに区分して分割発注について取扱を示すが、工事の内容規模などにより異なるので、工事ごとに対処すべき分割の目安として示す。

1 分離分割発注の定義

(1) 分離発注

分離発注とは、専門業種又は専門工種に分けて発注する方法で、例えばあるひとつの工事をその工事の各種構成部分に分離して技術的専門分野に分業的に発注するものをいう。

(2) 分割発注

分割発注とは、同一業種又は同一工種を分けて発注する方法で、例えば同一敷地内に複数の建物を建設するような場合、その棟ごとに分割して発注するとか、土木工事の場合いくつかの工区を切って発注するものをいう。

2 建築関係工事及び土木関係工事における分離分割発注について

(1) 建築関係工事

新築・増築・改築工事・補修工事における分離分割発注については原則として別表Ⅰの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

(2) 土木関係工事

新設・改良・補修工事における分離分割発注については原則として別表Ⅱの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

附 則

この取扱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成22年5月12日から施行する。

附 則

この取扱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 I 建築関係工事（新築・増築・改築・補修工事）

工事区分（工種）		摘 要
1	建築（主体）工事	棟ごとの分割を原則とする。ただし倉庫等の付属建物は包含できる。
2	電気工事	直接工事費300万円未満は建築工事に包含できる。
3	管工事	同 上
4	空調工事	直接工事費300万円未満は管工事に包含できる。ただし、冷暖房工事、換気工事は設計金額の多少にかかわらず管工事に包含できる。
5	ガス工事	管工事に包含できる。
6	機械工事	直接工事費300万円未満は建築工事に包含できる。ただし、建築工事に付随するエレベーター設置工事については設計金額の多少にかかわらず建築工事に包含できる。
7	浄化槽設置工事	50人槽以下の浄化槽工事は管工事に包含できる。
8	外構工事	建物周辺の整備は包含できる。ただし、運動場等明確に工事区分が切り離せるものは分離し土木工事として発注する。
9	解体工事	原則、分離発注とする。ただし、全体事業スケジュールに支障が生じる場合は建築工事に包含できる。
10	植栽工事	設計金額300万円未満は建築工事又は外構工事に包含できる。

（注） 1

・分離発注の設計金額の根拠（建築関係）

設計金額	根 拠
300万円	公共建築工事積算基準の解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第3編第1章の3 「建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定」の（2）の300万円とした。

(注) 2

- ・50人槽の根拠（浄化槽設置工事）

小規模合併処理浄化槽の上限50人槽を基準とした。

別表Ⅱ 土木関係工事（新設・改良・補修工事）

- ・工事発注は下表の工事区分ごととする。分離発注は土木一式工事において摘要欄の金額により専門業種を分離する。
- ・分割発注は業種ごとの工事量及び格付けごとの業者数を勘案することを原則とし、摘要欄の金額等を目安とすること。ただし、分割発注することが、不相当と判断される場合は工事ごと決定する。
- ・国県補助事業は、事業の特性（交付金、補助金等）を勘案し取り扱いを定めるものとする。

業 種		工事区分		摘 要
1	土木一式工事	道路工事 河川・水路工事 橋梁工事		<ul style="list-style-type: none"> ・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。 （道路付属物及びそれに準ずるものに限る） ・標準工期が確保できない場合は分割。 ・設計金額を4,500万円未満に分割することを目安とする。 同 上 同 上
		そ の 他	管渠改良工事 公共下水道等築造工事 ため池等整備工事 海岸保全施設整備工事 等	<ul style="list-style-type: none"> ・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。 （付属構造物及びそれに準ずるものに限る。） ・標準工期が確保できない場合は分割。
2	ほ装工事	舗装工事		<ul style="list-style-type: none"> ・設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。 （道路付属物及びそれに準ずるものに限る） ・標準工期が確保できない場合は分割。 ・設計金額を4,500万円未満に分割することを目安とする。

3	造園工事	植栽工事等	・設計金額を1,500万円未満に分割することを目安とする。
4	電気工事	電気・照明灯工事等	・設計金額を3,000万円未満に分割することを目安とする。
5	とび・土工・コンクリート工事	防護柵設置工事等 道路反射鏡設置工事等	・設計金額を3,000万円未満に分割することを目安とする。
6	塗装工事	区画線設置工事等 交差点等安全カラー標示工事等	・設計金額を3,000万円未満に分割することを目安とする。

・分離発注の設計金額の根拠（土木関係）

設計金額	根 拠
500万円	建設業法にいう建設業の許可を要しない軽微な工事の金額を基準とした。